

# 台北市における伝統民居の立地と保存・活用状況

## Location and condition of traditional residences in Taipei City, Taiwan

小原文明  
Takeaki KOHARA

1999年における伝統民居の調査報告書と2018年の現地調査を基に、伝統民居の立地や両年次間の保存・活用状況の変化について分析した。その結果、伝統民居は市街地内に少なく、山間部では多くが残存していること、伝統民居の保存状態は悪化しつつあり、多くは修復や増改築がなされていること、住宅以外の活用は低いことが明らかとなった。以上より、現時点での伝統民居に対する文化資源・歴史資源としての評価は低いことが想定される。

キーワード：伝統民居，歴史的建造物，清代，保存，用途転用，台北市

Key words : traditional residences, historic building, Qing era, preservation, conversion, Taipei City

### I 研究背景・目的

1990年代以降、世界的に都市内部のストックである既存の建物を再評価し、活用する潮流にある。1つには、先進国においては脱工業化ならびに都市内部の空洞化への対応策として、既存の建物をインキュベーション施設として活用することで、ソフトウェア産業やコンテンツ産業など新しい都市型産業を育成する狙いがある。また、他方では、都市に立地する建物を文化的かつ歴史的資源として活用し、イベントやツーリズム、商業施設に活用する動きがある。これらの動向は文化産業への評価、ならびに投資拡大の傾向と相まって世界的に広まっていった。

とりわけ後者の動向については、都市部あるいは農村部の文化的・歴史的資源を問わず、既存ストックを活用する点において新たなコンテンツを創出する必要はなく、また、それまでの主流のツーリズムとは異なるコンテンツを提供できることから、世界各国で積極的に採り入れられているといえよう。世界文化遺産に対する関心の高さはその証左の1つであり、また日本においては伝統的建造物群保存地区制度や文化的景観制度、歴史まちづくり法を活用して特定地区を整備し、観光へと繋げる施策もその動向の具現化といえる。

本稿の研究対象である台湾においても同様に文化的・歴史的資源を活用する方向にあり、さまざまな歴史的建造物が広い意味でのまちづくりや地域活性化、具体的には観光資源としての利用やリノベーションを伴う商業利用として活用されている（中村・小室・高橋 2013）。台湾

の文化政策においては、1982年に文化資産保存法が制定されて以降、史跡や文化財が「古蹟」として指定されることになり、制度として史跡や文化財が評価されることとなった。しかしながら、その運用、つまり史跡・文化財の捉え方に対しては時代によって揺れ動いており、紛争が絶えない(宮畑 2015)。また、同法が指定される以前からも史跡や文化財に対する評価は台湾政府や地方自治体によってなされてきたが、同様にその評価は政治的・社会的な情勢の中で変化してきたとされる(浅野 1994)。

史跡や文化財を巡るこのような台湾の動向は台湾の歴史に由来する。台湾には多様な歴史があり、その時々台湾に住み着いた民族の文化や建築物が残る。具体的には、台湾原住民やオランダ人、漢民族、日本人の文化に基づく歴史的建造物が存在することから、どの民族のどの文化財を評価するのかという問題が生じる。そして、その評価を誰が行うのかとの問題も関わる。つまり、その時の政権の歴史認識や歴史に対する評価によって、評価される史跡や文化財が異なることになる。このように、台湾における文化政策・文化行政はかなり政治的な文脈の中に位置づけて理解する必要がある(上水流 2007, 大島 2020)。さらに、歴史認識は台湾で生活する人全体に関わるアイデンティティの問題でもあり(藤巻 2019)、その捉え方は複雑であるといえよう。

台湾における古蹟の指定は、先に記したように文化資本保存法が制定されたことに端を発するが、同法が制定された当初の1980年代に指定された古蹟の多くは清代に由来する史跡や文化財であったのに対し、1990年代になると日本統治時代(日治時代)の史跡・文化財が多く指定されており、その転換は台湾の民主化の動向と軌を一にする(上水流 2007; 大島 2020)。冒頭で記したように、1990年代以降の文化的・歴史的資源を積極的に活用する世界的潮流は台湾でも見られることから、台湾において積極的に活用されている文化的・歴史的資源には行政施設(かつての台湾総督府で、現在の台湾総統府など)や工場(かつての煙草工場で、現在の松山文化創意区など)、住宅(青田街などの日式住宅)など日治時代に由来する多様な歴史的建造物が多い。それゆえ、そのような文化的・歴史的資源に関する文献には日治時代に着目した研究が多い。

筆者の関心は文化的・歴史的資源である歴史的建造物が都市の移り変わりの中で、取り壊されてきた、あるいは残存されてきたメカニズムにある。つまり、都市の発展および変容の中で歴史的建造物がいかなるアクターによって、どのように取り扱われてきたのか、また、その意思決定がどのような要因に基づいて行われてきたのかという点に関心がある。その関心に基づき、筆者は比較的に研究蓄積のある日治時代の歴史的建造物ではなく、それよりも前の時代である清代に由来する歴史的建造物に焦点を当て、日治時代の歴史的建造物との取り扱われ方の対比を試みることを考えている。そのためにも、まずは対象とする歴史的建造物について基本的な事項を明らかにしておく必要がある。そこで本稿では清代に由来する歴史的建造物、具体的には清代の建築の特色を有する住宅である伝統民居に着目し、その伝統民居の立地や保存

状況ならびに活用状況について明らかにすることを試みる。

## II 研究方法・資料および伝統民居の概要

### 1 研究方法・資料

本研究は資料分析と現地調査結果の分析から成る。具体的には、前者においては、1999年に実施された台北市政府による伝統民居の調査報告書（楊 仁江 2000.『臺北市民宅（傳統民居）調査』臺北市文獻委員會. 以下、楊（2000）と表記）の調査結果を基に、1999年時点における台北市の伝統民居の分布について分析する。そして、後者においては、2018年（2・3月と9月）に筆者が実施した現地調査の結果を基に、2018年時点における伝統民居の分布（残存状況）や建物の状況について分析する。なお、筆者による調査は楊（2000）の調査方法・内容に準じて行っていることから、1999年から2018年にかけての台北市における伝統民居の存続や更新、取り壊しなどの約20年間における変化の有無を比較して分析することも試みている。また、単に立地を分析するだけでなく建物の保存状況や活用状況について、そして都市化や都市開発との関わりについても考察を行っている。

本研究の基盤となる資料である楊（2000）は、先に記したように、1999年に台北市政府が実施した伝統民居に関する調査報告書<sup>1)</sup>である（図1）。本書は本編と附録に分かれており、本編では伝統民居

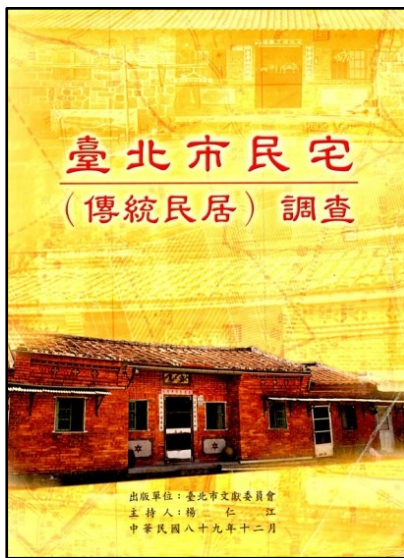


図1 1999年の伝統民居調査の報告書  
資料：楊（2000）の表紙より転載

臺北市民宅（傳統民居）田野調査表

臺北市民宅(傳統民居)調査研究 田野調査表 1999

01. 編號：114—009 02. 名稱：\_\_\_\_\_ 03. 坐落方位：247 度

04. 地址：臺北市 內湖區 內湖路 三段 60 巷 弄 5 號之\_\_\_\_\_

05. 堂號：有 無 字跡位置：\_\_\_\_\_ 內容：\_\_\_\_\_

06. 建築規模：一條龍 單伸手 單落正身護龍 多落正身護龍  
三開間 五開間 橫向多護龍 縱向多院落 其他

07. 保存狀況：完整 尚可 部分改建 部分增建 傾圮

08. 使用狀況：良好 尚可 不佳 無人居住 荒廢

09. 環境形勢：坐山面水 環境優美 臨街 四周屋宇林立

10. 外埋地坪：夯土面 磚鋪面 卵石面 石板面 其他 柏油路

11. 內埋地坪：夯土面 磚鋪面 卵石面 石板面 其他 水泥

12. 建築構造：土造 磚造 石造 木造 其他 \_\_\_\_\_

13. 建築結構：承重牆 土壁牆 實磚牆 斗仔砌磚牆 石牆  
木結構 桁樑式 穿斗式 抬樑式 竹結構

14. 屋頂形式：硬山 懸山 燕尾 馬背

15. 屋面材料：紅瓦 灰瓦 板瓦 筒瓦 其他

16. 建築特色：門聯 匾額 雕飾 彩繪 剪黏 磚雕 門樓

17. 防禦系統：竹圍 院牆 濠溝 銃樓 銃眼 暗廊 栓杆

18. 其他記事：環境形勢為坐山・保存狀況有部分拆除。

19. 調查日期：1999. 6. 18. 調查人：曾秋敏

內湖路三段土墾民宅

図2 調査票（個票）の例  
資料：楊（2000：438）より転載

の定義や調査概要（調査範囲，調査方針），台北市における伝統民居の特徴が記されている。また，伝統民居は清代に中国大陸からの入植者によってもたらされた建築様式であることから，清代の入植の歴史についての記述もある。

一方，附録には調査結果の一覧表と調査の個票（調査票）が収められている。本書は500ページを超える分量であるが，そのうちの3分の2ほどはこれら調査票で占められており，それぞれが重要な記録といえる。それゆえ，本研究における1999年時点での伝統民居に関する分析は主としてこれら調査票を資料としている。

図2は調査票の例である。調査票には伝統民居の所在地（住所）や建物の向き（方角），規模，建築様式，建築構造，材質，保存状況，使用状況，周辺環境，特記事項，調査日，調査人の氏名などが記されており，1999年の調査では調査項目が多岐にわたっていたことがわかる。また，本書の附録には調査票と合わせて該当する伝統民居の写真が掲載され，一部の伝統民居については図面も載せられていたことから，後述の筆者による現地調査においては，それらの写真や図面も伝統民居の所在を比定・確認する上での重要な手掛かりとなった。

なお，本書の著者である楊仁江氏は古蹟の調査研究を専門とする研究者であり，中国文化大学や国立台北芸術大学などの大学教員を歴任するとともに，自らの建築事務所を開き，古蹟の修復や再利用の実務も担う建築家でもある。それゆえ，台湾各地の古蹟に関する調査研究の論文や報告書を有し，また，多くの古蹟の修復実績がある。台北市の文獻委員會の委員を務めていた関係上，台北市の伝統民居について調査し，その調査報告書として本書を執筆している。

次に，筆者による調査の具体的な方法については，まず楊（2000）に記載された265件の伝統民居の住所データや写真，図面を基に，地図資料やGoogle Earthを用いて地図上でそれぞれの具体的な場所の比定を行うとともに，2018年時点における状況を概観した。この段階の調査により，多くの伝統民居については所在の有無を把握することができたが，かならずしもすべての所在を把握することはできなかつた。その理由としては，楊（2000）における誤記や一部地域の住居表示の変更，そして建物の取り壊しが指摘できる。それらの所在の確認が取れなかつた伝統民居については，後述の現地調査において詳細に確認作業を行った。

現地での調査においては，建物の所在確認や所在地データとの整合性の確認，建物の活用状況とともに，建物の保存状況や修繕状況など建物の外観についても調査を行った。ただし，あくまで外観に関する調査しかできなかつたため，構造等の内部調査については行えていない。この外観の調査も楊（2000）に準じて行った。そして，現地調査において所在が確認できず，建物の取り壊しが確実な場所については，その転用状況についての調査も実施した。

## 2 伝統民居の概要

先述したように，台湾における伝統民居とは中国清代の建築の特色を有する住宅，つまり，日治時代以前の影響を受けた住宅のことを指し，一般的にイメージされる中国的な建築様式の

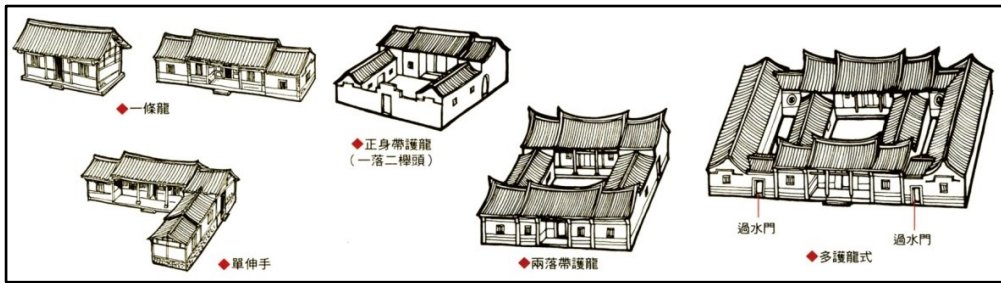


図3 伝統民居の建築様式

資料：李（2003：68-69）より転載

住宅と考えてよい。図3で示すように、伝統民居には簡単な造りである一條龍や単身手、複雑な構造である正身帶護龍や兩落帶護龍、多護龍式といった様式がある。正身帶護龍や兩落帶護龍は三合院や四合院とも呼ばれ、中国の歴史的な街区でよく見られる。北京オリンピックの開催に際して、それら三合院や四合院の歴史的建造物の破壊の問題が取り沙汰されたのは記憶に新しい（多田 2015）。

伝統民居は中国清代の影響を受けているため、その時代に建設され、築後100年以上を経過した建物も多いが、かならずしもすべての伝統民居が清代に建設された訳ではない。伝統民居はあくまで清代の建築様式に則った建物であり、その後の時代に建てられた建物も該当する。本稿の対象となる建物、つまり楊（2000）で扱われている建物も同様の定義となる。なお、一部の伝統民居については建物の由来が残されており、建設された時期の特定は可能であるが、多くの伝統民居の建設時期の特定は不可能である。そのため、本稿では伝統民居の建設時期についての分析は行わない。なお、現地調査を行った上での筆者の主観であるが、本稿の対象となる伝統民居には新しい建物はなく、ほとんどが少なくとも第二次世界大戦以前に建てられた建物であると推察される。

また、先に記したように、1999年の調査項目は多岐にわたり、伝統民居の建築様式や構造、装飾なども調べられているが、それらの情報は筆者の手に余るとともに、2018年での現地調査においては建物を詳細には調べることはできなかったことから、本稿では分析の対象としない。

### III 伝統民居の立地と保存状況

#### 1 1999年時点における立地

伝統民居の立地について分析する前に、本研究の対象地域である台北市について確認しておく。台北市は台湾島の北端に位置し、北側（陽明山）と南側、東側は山に、西側は川（淡水河）によって囲まれ、その内部が平野となっている（後掲の図4を参照のこと）。それゆえ、その平野部を中心に市街地が広がっている。都市形成史的には、まずは淡水河沿いに集落が形成され、西側から東側に向かって都市化が進展していった。現在、台北市には11の区が存在し、おおま

表1 台北市における伝統民居の立地と現存状況

単位：棟数

楊(2000)	1999年	2018年							
	[a]	現存				発表者調査			
		活用[b]	廃屋	未確認	合計[c]	取り壊し・転用	不明	現存率 [c/a]	活用率 [b/a]
中正区	0				0			—	—
大同区	3	3			3			100%	100%
中山区	3	2			2	1		66.7%	66.7%
松山区	2				0		2	0%	0%
大安区	5	4			4		1	80.0%	80.0%
萬華区	4	3			3	1		75.0%	75.0%
信義区	7	4	2		6	1		85.7%	57.1%
士林区	96	66	14	1	81	12	3	84.4%	68.8%
北投区	79	50	17		67	11	1	84.8%	63.3%
内湖区	30	21	3		24	2	4	80.0%	70.0%
南港区	15	5			5	2	8	33.3%	33.3%
文山区	21	7	3		10	6	5	47.6%	33.3%
合計	265	165	39	1	205	36	24	77.4%	62.3%

注)：「不明」は楊(2000)のリストにおける住所の誤記、あるいは住居表示の変更などによる。

資料：楊(2000)および現地調査(2018年)より作成

かに分類すると、中正区や中山区、松山区、大安区が中心市街地、大同区や萬華区が旧市街、そして信義区や南港区、内湖区が新市街に位置付けられる。

表1は1999年時点の調査に基づいて楊(2000)に記された区ごとの伝統民居の立地状況を示している。なお、図4は2018年時点における伝統民居の立地を表しており、その時点で立地する伝統民居は当然ながら1999年時点でも立地していたことから、同図は1999年時点における伝統民居の立地を表す図でもある。しかしながら、2018年時点で場所を比定できた地点のみを示していることから、その時点で場所が比定できなかった24棟については図示できていない。それゆえ、図4は1999年時点における伝統民居の立地を完全には示せていない点には注意が必要である。

台北市全体で265棟存在するが(表1)、士林区や北投区などの特定の区に集中しているのに対し、市街地内の中正区や中山区、松山区、大安区にはほとんど立地しておらず、伝統民居の立地には大きな偏りがある。図4を見ると明瞭であり、市の北側に位置する陽明山の山間部(標高200~600m付近)や山際に多くが立地するのに対し、中心市街地にはほとんど立地していない。平野部でも立地が見られるのは北投区や士林区、南港区、文山区など中心市街地以外の地域である。

1999年時点において伝統民居の立地に偏りが見られる要因として2つの点が考えられる。第1に、住宅の配置における風水思想の影響が考えられる。風水では北側を建物の背後にして、緩やかな斜面地に南面するように建物を配置する「坐北朝南」が理想的とされている。また、同様に「背山面水」の思想もあり、山を背後にして水域に面するように建物を配置することも理

台北市における伝統民居の立地と保存・活用状況（小原文明）

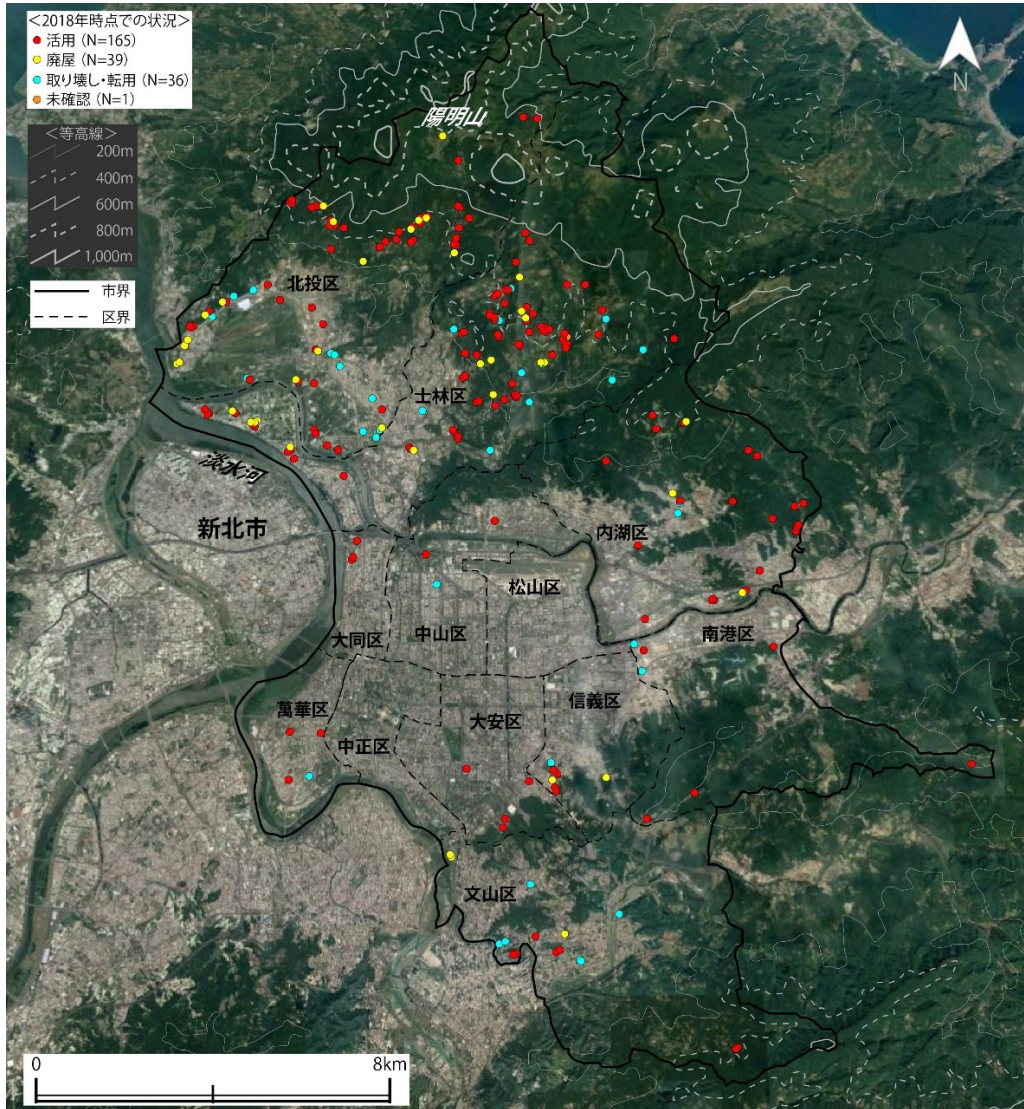


図4 台北市における伝統民居の立地と保存状況

資料：楊（2000）および現地調査（2018年）の結果を Google Earth 上に記載

想とされており、これらの思想に基づいて台北市の伝統民居は立地されていることが読み取れる。表2は建物の向き（方角）ごとの伝統民居の数および割合を示しているが、南東および南、南西の3方角で6割以上を占めており、また、先に記したように、北投区や士林区には陽明山の山間部や山際に多くの伝統民居が立地するが、それらはこれら3方角の向きで建てられているものが多いことが分かる。

第2に、都市化の影響が考えられる。前述したように、台北市の都市化は西部の淡水河から東方向に向かって進展していき、現在では信義区や南港区、内湖区の東部の新市街まで及んで

表2 台北市における伝統民居の立地と建物の方角（1999年）

区	総数	建物の向き(方角)							
		北	北東	東	南東	南	南西	西	北西
中正区	0								
大同区	3							3	
中山区	3						1	1	1
松山区	2	1	1						
大安区	5				1			3	1
萬華区	4					3		1	
信義区	7	2		1			3		1
士林区	96	1	1	7	3	32	27	21	4
北投区	79		1	5	17	31	12	12	1
内湖区	30		3	4	5	5	8	2	3
南港区	15	4	3		1	2	1	2	2
文山区	21	1			2	5	5	5	3
合計	265	9	9	17	29	78	57	50	16
(%)	(100)	(3.4)	(3.4)	(6.4)	(10.9)	(29.4)	(21.5)	(18.9)	(6.0)

資料：楊（2000）より作成

いる。その都市化の進展の過程で平野部にあった伝統民居が取り壊されたと考えられ、1999年の時点では既に平野部の伝統民居の多くが失われた状況であったと推察される。

## 2 2018年時点における立地

上述の通り、図4は2018年時点における伝統民居の立地ならびに状況を表している。1999年時点の立地（265棟）と比べて現存する建物が多く、4分の3強が残っている（表1）。ただし、建物が現存していてもかならずしも活用されているとは限らず、廃屋となっていた建物は39棟あった（図5）。区別にみると、伝統民居の棟数の多い士林区や北投区には廃屋や取り壊し・転用された棟数も多く見られるが、現存率はともに85%ほどと高く、また活用率はそれぞれ68.8%と63.3%と台北市全体の活用率を上回っており（表1）、この20年間でも伝統民居が維持されてきたといえよう。一方、南港区や文山区では現存率がそれぞれ33.3%、47.6%、そして活用率がともに33.3%と低い。ただし、これらの区では「不明」である事例も多いことが影響している。

中心市街地（中正区・中山区・松山区・大安区）や旧市街（大同区・萬華区）に立地する伝統民居は1999年の段階で少ないが、2018年時点での残存率や活用率は比較的が高い（表1）。これらの区の伝統民居は既に都市化が進行した1999年時点で積極的に残されていたと考えられ、それゆえに2018年時点でも継続して残存・活用されていると推察される。それらの事例の中には公園や学校の敷地内で保存されている建物や古蹟の指定を受けて残されている建物もあり、文化財（文化資産）としての価値を示した上で積極的に保存されている伝統民居もある。たとえば、図6は1806年に建設された大安区の伝統民居であり、台北市の古蹟に指定されている。





図5 2018年時点で廃屋の伝統民居（北投区）  
資料：筆者撮影（2018年）



図6 古蹟指定を受けている伝統民居（大安区）  
資料：筆者撮影（2018年）

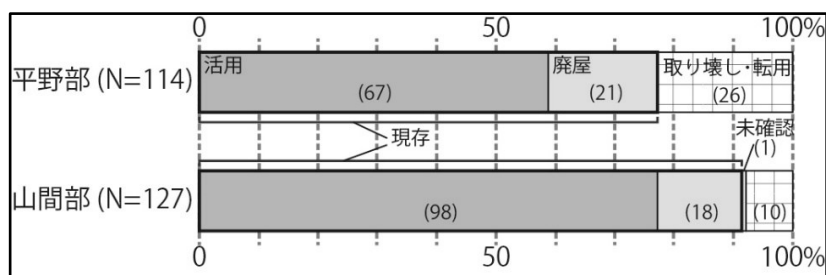


図7 立地環境別の現存状況（2018年）

資料：楊（2000）および現地調査（2018年）より作成

図7は「不明」である事例を除く241棟について、立地環境別（平野部114棟、山間部127棟）の現存状況を示している。平野部の方が「取り壊し・転用」の棟数が多く、やはり都市化の影響を受けやすく、また、他用途の種地として利用されやすい傾向が読み取れる。一方、都市化の及びにくい山間部では8割近くの棟数が活用されている。実際に現地調査を行うと、市街地から大きく外れ、周辺には他の建物がないようなかなり条件の悪い場所であっても、住宅として活用されている事例が確認できた。後述するように、一般に伝統民居には祭壇が設けられて祖先が祀られていることから、伝統民居は住宅以外の機能を有していることにより、継続して活用（＝居住）されやすい傾向にあると考えられる。

#### IV 伝統民居の保存・活用状況

##### 1 保存状況

表3は1999年時点ならびに2018年時点での伝統民居の保存状況を4段階で表しており、④「完整」が良好な状況であり、以下③「尚可」はやや良好な状況、②「部分改建・増建」はやや不良であり、修繕や増築がなされている状況、そして①「傾圮」は建物が毀損され、傾くな

表3 伝統民居の保存状況の変化

2018年		④(完璧、良好)	③(やや良好)	②(やや不良、毀損)	①(不良、倒壊)	取り壊し・転用	不明	合計
1999年								
大同区	④(完整)			1				1
	③(尚可)			1				1
	②(部分改建・増建)				1			1
	①(傾圮)							0
								3
中山区	④(完整)	1					1	2
	③(尚可)			1				1
	②(部分改建・増建)							0
	①(傾圮)							0
								3
松山区	④(完整)						1	1
	③(尚可)							0
	②(部分改建・増建)						1	1
	①(傾圮)							0
								2
大安区	④(完整)	3						3
	③(尚可)			1			1	2
	②(部分改建・増建)							0
	①(傾圮)							0
								5
萬華区	④(完整)							0
	③(尚可)		1	1				2
	②(部分改建・増建)			1		1		2
	①(傾圮)							0
								4
信義区	④(完整)		1					1
	③(尚可)		2	1	1	1		5
	②(部分改建・増建)							0
	①(傾圮)				1			1
								7
士林区	④(完整)	10	22	7	1	5	1	46
	③(尚可)	1	15	5	7	6	3	37
	②(部分改建・増建)	2	1	2	1	1		7
	①(傾圮)	1	1		2			4
								94
北投区	④(完整)	11	12	7	2	5		37
	③(尚可)	1	10	7	10	5	1	34
	②(部分改建・増建)		1	1		1		3
	①(傾圮)	1		1	1			3
								77
内湖区	④(完整)	2	8	1			2	13
	③(尚可)		1	3	2	1	2	9
	②(部分改建・増建)		2	2	1	1		6
	①(傾圮)			1				1
								29
南港区	④(完整)			1			4	5
	③(尚可)			2		1	5	8
	②(部分改建・増建)					1		1
	①(傾圮)			1				1
								15
文山区	④(完整)	2		1	1		2	6
	③(尚可)		2	2		4	2	10
	②(部分改建・増建)		1	1				2
	①(傾圮)					2		2
								20
合計	④(完整)	29	43	18	4	11	10	115
	③(尚可)	2	31	24	20	18	14	109
	②(部分改建・増建)	2	5	7	3	5	1	23
	①(傾圮)	2	1	3	4	2	0	12
								259

注1) ①～④は保存状態の程度(良い④ — ③ — ② — ①悪い)を表す。

注2) 1999年から2018年にかけての保存状態の変化において、濃いハッチは悪化、薄いハッチは改善、ハッチなしは維持を表す。

注3) 1999年調査では、6地区において保存状況の評価がなされていないため、その6地区を除く259地区が対象となる。

資料：楊(2000)および現地調査(2018年)より作成

## 台北市における伝統民居の立地と保存・活用状況（小原文明）



図8 修復が施されている伝統民居（士林区）

資料：筆者撮影（2018年）

どの不良な状況を表している。なお、筆者による2018年の調査は1999年の調査基準に基づいて行っており、表3からは両年次間での建物の保存状況の変化を読み取ることができる。

1999年時点では、保存状況のデータが記されている259棟のうちの115棟（44.4%）が良好な状況④、109棟（42.1%）がやや良好な状況③であり、多くの伝統民居の保存状況は良かった。一方、2018年時点では35棟（13.2%）が良

好な状況④、80棟（32.5%）がやや良好な状況③であり、良好な保存状況の伝統民居が半減していることがわかる。また、やや不良な状況②が52棟（19.6%）、不良な状況①が31棟（11.7%）とこれらで全体の3割を占めており、存続が危惧される伝統民居も増えつつある。①の保存状況の建物は2018年時点では残存しているものの、その多くは活用されず廃屋となっており、さらに建物の状況は悪化することになると推察される。

両年次間の変化を詳しくみると、保存状況が改善された棟数（表3の薄いハッチの箇所）が15棟（5.8%）、保存状況が維持され、変化のない棟数（表3のハッチなしの箇所）が71棟（27.4%）であるのに対し、保存状況が悪化した棟数（表3の濃いハッチの箇所）は112棟（43.2%）も存在することから、全般的に保存状況の悪化が進行してきていることがわかる。実際に、この両年次間で36棟（13.6%）の伝統民居が取り壊されている点を考慮すると、将来的に伝統民居の存続が危ぶまれる状況にあるといえよう。

多くの伝統民居は建設から時間が経っているため、表3において③や④の状況である伝統民居においても、ほとんどの建物で何らかの修復が行われている。図8は③の保存状況の伝統民居であるが、屋根を修復するとともに、さらにその外側に大きな覆いが増設されている。このように、多くの伝統民居において修復などの改築や増築による手が増えられている状況は、それら伝統民居を実際に活用するための措置であり、機能面を重視していることを表しているといえよう。一方で、先述したように一部の伝統民居については古蹟指定がなされ、公園等で保存されているが、多くの伝統民居については建設当時の建物の状況を残すという文化的な観点での対応はなされていない。したがって、一般的な伝統民居については文化財（文化資産）としての価値はそれほど見い出されていない状況にあるといえる。

表4 伝統民居の保存状況（1999年）と活用状況（2018年）の関係性

		1999年				
		良好	尚可	不佳	無人居住	荒廃
2018年 活用 [165]	棟数	69	77	8	4	1
	割合	41.8%	46.7%	4.8%	2.4%	0.6%
廃屋 [39]	棟数	7	15	4	13	1
	割合	17.9%	38.5%	10.3%	33.3%	2.6%
取り壊し・転用 [36]	棟数	8	15	6	6	2
	割合	22.2%	41.7%	16.7%	16.7%	5.6%
（廃屋＋取り壊し・転用 [75]）	棟数	15	30	10	19	3
	割合	20.0%	40.0%	13.3%	25.3%	4.0%
全地区 [265]	棟数	94	117	20	25	4
	割合	35.5%	44.2%	7.5%	9.4%	1.5%

注1) [ ]内は2018年調査における該当棟数を表す。

注2) 1999年調査では、使用状況について複数の評価がなされている伝統民居や評価がなされていない伝統民居があるため、各評価の棟数の合計は2018年の棟数と一致しない。

資料：楊（2000）および現地調査（2018年）より作成

## 2 活用状況

### (1) 伝統民居としての活用

表4は1999年時点における伝統民居の保存状況と2018年時点における活用状況との関連性を表している。2018年時点で活用されている伝統民居（165棟）のうち、69棟（41.8%）が1999年時点で「良好」、77棟（46.7%）が「尚可」であり、1999年時点で比較的状態の良い伝統民居が2018年時点で活用されていることがわかる。2018年時点で活用されていない「廃屋」（39棟）や「取り壊し・転用」（36棟）の事例は、かならずしも1999年時点で保存状況が悪い（「不佳」、「無人居住」、「荒廃」）とは限らず、状態の良い（「良好」、「尚可」）伝統民居も「廃屋」（22棟、56.4%）や「取り壊し・転用」（23棟、63.9%）となっており、両年次間で急速に保存状況の悪化が進んだか、あるいは建物の保存状況に関わらない理由により継続して活用されない状況に至っている。

次に、伝統民居がどのように活用されているのか整理する。2018年の調査において「活用」が確認された165棟のうちの多くが、その名の通りに住宅として活用されている（151棟）。伝統民居の建築様式により異なる点もあるが、一般的には伝統民居の中心部である正身（正堂、正房）には祭壇が設けられ、祖先の位牌が置かれている。2018年の現地調査においては、敷地の関係上、外観のみしか確認することができない場所もあり、両落帯護龍（四合院）のように正身の部分が建物の奥に位置するために祭壇の有無を確認できない伝統民居もあったことから、すべての建物について確認できた訳ではないが、多くの建物において祭壇が設けられているのを確認した。図9は大同区にある伝統民居の正身内にある祭壇である。この伝統民居は古蹟指定されている規模の大きな建物であるため、内部の祭壇も規模が大きく、立派な造りとなって



図9 伝統民居内の祭壇（大同区）  
資料：筆者撮影（2018年）



図10 レストランに活用されている伝統民居（士林区）  
資料：筆者撮影（2018年）

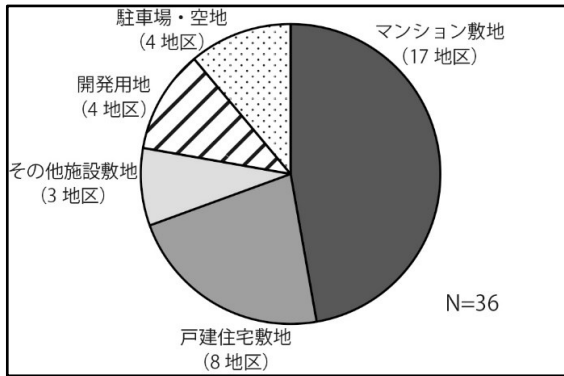


図11 「取り壊し・転用」された伝統民居の転用状況  
資料：楊（2000）および現地調査（2018年）より作成

いる。一般的な規模の伝統民居においては図9ほどの立派な祭壇は設けられていないが、何らかの形で祭壇が設けられている。

また、他の用途としての活用は物販施設3棟やレストラン2棟（図10）、サービス施設2棟、工場4棟、倉庫23棟であり、住宅以外としては積極的には活用されていない。台湾において日治時代の建物がさまざまな用途に活用され、また、日本でも近代期の

建物がレストランなどの商業施設として積極的に活用されている状況とは異なる。つまり、清代の建築様式である伝統民居と日治時代の建物は歴史的建造物との点では共通するが、現時点において、活用という面での価値には違いがみられる。

## （2）用途転用後の活用

表1で示すように、1999年から2018年にかけて、36棟の伝統民居が取り壊された。その取り壊された区画の多くはマンション敷地（17区画）や戸建住宅敷地（8区画）の住居系の土地利用に転用されており（図11）、それ以外にもその他施設敷地（複合商業施設、教会施設、工場・倉庫）として使用されている。2018年時点で道路やマンションの開発用地（4区画）となっていた区画も含めると、ほとんどの区画が何らかの都市的土地利用に転用されている。それらの伝統民居が取り壊された区画がかならずしも市街地内に立地していない点を考えると（図4）、取り壊し後の転用状況が高い点は注目に値する。それだけ台北市における都市化による開

発圧力が高いことを表しているといえよう。

また、市街地外、つまり山間部に位置する転用された区画のほとんどは士林区に所在し、戸建住宅が建設されている。2018年の現地調査では土地ならびに建物の所有関係については調べておらず、また、転用前後の居住者の移動や変更についても調べていないため、転用前後における居住や所有関係の連続性の有無は明らかではない。仮に、それらの連続性が認められるのであれば、伝統民居が建てられていた場所は単なる土地としてだけでなく、居住者や所有者にとって、別の意味が付与された場所であることが推察される。

## V おわりに

本稿では、1999年における台北市政府の伝統民居の調査報告書である楊（2000）を基礎資料として、1999年時点の台北市の伝統民居の立地を分析した上で、2018年の筆者による現地調査結果と重ね合わせ、両年次間の伝統民居の保存状況の変化や活用状況について検討を行った。その結果、以下の諸点が明らかとなった。

第1に、1999年時点において都市化の及んだ市街地内では伝統民居の立地は少なく、その後も取り壊しや転用が進んでいる。第2に、都市化が及んでおらず、開発圧力の弱い山間部では比較的多くの伝統民居が残存している。また、山間部に多く立地する要因の1つには、伝統民居の立地が風水に基づく点も指摘できる。第3に、2018年時点での伝統民居の保存状態は1999年時点よりも悪化しており、このままでは将来的に伝統民居の存続が危ぶまれる。第4に、伝統民居の多くは修復や増改築がなされていることから、伝統民居は住宅などとして実用的に活用されるものであり、建設当時の建物を残すという文化的な価値は見出されていない。そして第5に、伝統民居は住宅以外の活用は低く、現時点では文化資源や歴史資源として評価は低いといえる。

一方、本稿における分析・考察を通じて、いくつかの今後への課題や新たな研究の視座も確認された。第1に、I章で記したように、筆者の関心は歴史的建造物の残存のメカニズムや、その残存に影響を与えるアクターの意思決定を明らかにすることにある。本稿で扱った伝統民居に照らし合わせれば、伝統民居という歴史的建造物がいつの時代に、どのような評価を受けてきたのか、また、その評価が意味するところは何であるのかを明らかにする点にある。上述のように、筆者が現地調査を行った2018年時点においては、伝統民居の文化資源・歴史資源としての評価は低いが、その時点の台北市長は無所属の柯文哲であり、台湾総統は民進黨の蔡英文であった。一方、台北市による伝統民居の調査がなされた1999年時点、つまり伝統民居の調査に必要性が認識されていた時点の台北市長は国民党の馬英九であり、台湾総統は同じく国民党の李登輝であった。あくまで2時点を切り取った情報に過ぎないが、伝統民居に対する評価とその時の為政者の所属政党や立ち位置には関連があるように推察される。以上を踏まえ、政治や行政の側面から伝統民居をはじめとする文化資源・歴史資源の取り扱いや評価に対する分

## 台北市における伝統民居の立地と保存・活用状況（小原文明）

析を行う必要があると考える。

そして、第2に、伝統民居に祖先を祀る祭壇が設けられている点や伝統民居の残存状況や活用状況、あるいは取り壊し後の用途転用の状況から、伝統民居が単なる住宅ではなく、また伝統民居が建設された場所が単なる土地ではなく、居住者や所有者にとって別の意味が付与された場所であるとの仮説が立てられる。この点は当初の筆者の関心とは異なるが、伝統民居の歴史性や意味を明らかにする点では重要な研究課題と考える。これらの点については、今後に取り組んでいきたい。

(法政大学文学部)

【付記】筆者は大学院生や研修員、助教の立場として小方登先生から多くの点をご教示いただいた。小方先生の京都大学のご退職に際し、あらためて御礼申し上げる。なお、本稿の内容は、2017年度に、筆者の所属先である法政大学の在外研究制度に基づいて台湾の淡江大学に訪問研究員として滞在した際の成果である。

### 【注】

1) 本書の巻頭には当時の台北市長（馬英九）や文化財に関する担当部局長の挨拶文が収められており、この点からも本書が台北市政府による公式な調査報告書であることを表している。

### 【文献】

- 浅野 聡 1994. 日本及び台湾における歴史的環境保全制度の変遷に関する比較研究—文化財保護関連法を中心に—。日本建築学会計画系論文集 462, 137-146.
- 大島規江 2020. 古蹟にみるマルチ・エスニックな台湾—台北市中正區を事例に—. 都市地理学 15, 110-117.
- 上水流久彦 2007. 台湾の古蹟指定にみる歴史認識に関する一考察. アジア社会文化研究 8, 84-109.
- 多田麻美 2015. 『老北京の胡同—開発と喪失, ささやかな抵抗の記録—』晶文社.
- 中村岳穂・小室達章・高橋和文 2013. 台湾台北市における歴史建築物の保存と地域活性化への活用について. 金城学院大学人文・社会科学研究所紀要 17, 31-46.
- 藤巻正己 2019. <観光のまなざし>が向けられる<ダークな記憶装置>としての日本統治期の建造物と旧「眷村」—台湾のツーリズムスケープ瞥見(1)—. 立命館大学人文科学研究紀要 121, 33-75.
- 宮畑加奈子 2015. 台湾文化資産保存法における歴史的, 文化的価値を有する「建築物」概念の変容について—植民統治期の遺物から土地の記憶へ—. 広島経済大学研究論集 37(4), 95-111.
- 楊 仁江 2000. 『臺北市民宅(傳統民居)調査』臺北市文獻委員會.
- 李 乾朗 2003. 『台灣古建築圖解事典』遠流.